

私たちが撮影します



さく まともゆき
佐久間智之さん



なかやま まなみ
中山真波さん



いしど よしゆき
実戸良之さん



ひだいみつ お
日台三男さん



なかごめ たかし
中込隆さん

市民カメラマンは、この腕章を身に付けて活動しています。各イベントでの撮影に、ご協力をお願いします！



福島の魅力を写真に載せてお届けします
平成26年度の市民カメラマンを紹介しします

市民と協働のまちづくりを進めるため市政だよりやホームページなど市の広報に写真や動画を提供いただくカメラマンを公募し、5人の方が決定しました。ふるさと福島のさまざまな風景を撮影していただきます。

問／広報広聴課 ☎5255-3710

子育て世帯臨時特例給付金に
該当する公務員の方へ
(郵送で受け付けます)

所属庁から送付された証明書と申請書を期限内に郵送してください。

- 受付期間／7月14日～10月31日 (当日消印有効)
- 送付先／〒960-8601 五老内町3-1 児童福祉課
- 提出物／申請書および公務員児童手当受給状況証明書(原本)

【添付書類】
通帳の写しと、本人確認書類(運転免許証、健康保険証またはパスポートなど)の写し

■申請方法／送付された申請書に必要事項を明記の上、返信用封筒に申請書と添付書類を同封し、ポストに投函してください。
※受け付け・審査の上、給付します。

■支給方法／ご指定の口座へ振り込みます。
※申請から支給まで日数がかかりますので、ご了承ください。
■申請期限／10月31日(金)まで(当日消印有効)
※詳しくは、市政だより6月号(P6)をご覧ください。

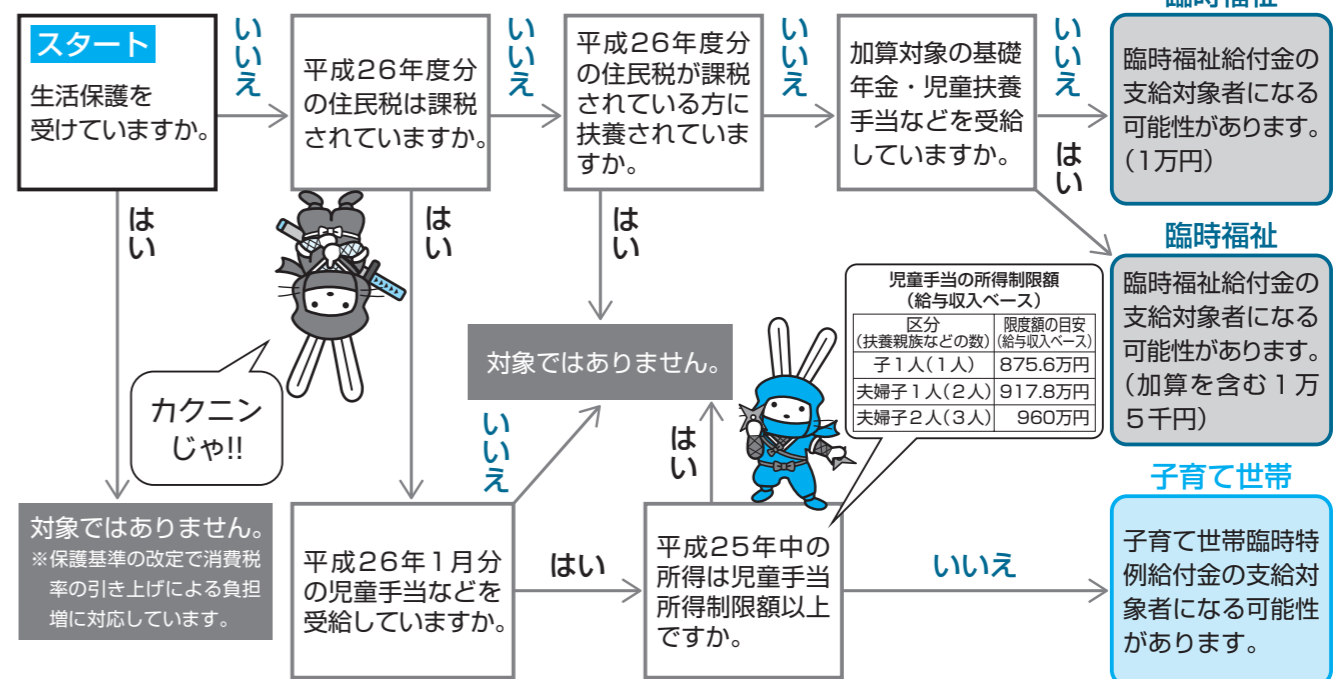
問／《8月29日(金)まで》
臨時福祉給付金等コールセンター
☎0120-14-9292
【月～金曜日(祝日を除く)】
午前8時30分～午後5時15分
※回線が混み合い、かかりづらい場合があります。ご了承ください。

対象の方のみ申請書を送付しします
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
所得の低い方や子育て世帯の皆さんの、消費税率の引き上げによる経済的な負担を緩和するための給付金について、対象の方に申請書を送付します。
期限に間に合うように、申請してください。
●対象の方には、申請書類を7月14日(月)に給付対象の世帯ごとに発送します。
担当課／地域福祉課・児童福祉課

対象者診断チャート

※一般的な場合を想定しています。

●基準日は、平成26年1月1日になります。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の聞き出し」にご注意ください。
市区町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署[または警察相談専用電話(#9110)]までご連絡ください。

(厚生労働省ホームページより)

平成27年度から
児童公園を管理する指定管理者を公募します

市では、指定管理者制度を導入しています。このたび平成27年度にリニューアルオープンする児童公園の指定管理者を公募します。

指定管理者とは?

市民サービスの向上や施設運営の効率化などのため、民間の企業やNPO法人などの団体(個人は除く)が、「公の施設」(市が条例を定めて設置した文化施設やスポーツ施設・社会福祉施設など)の管理を行うこと。

募集・施設の概要に関する問い合わせ

児童福祉課

☎5255-3767

☎535-7970

☎535-1138
☎530-9828

指定管理者制度に関する問い合わせ

企画経営課



施設名

児童公園

指定期間

平成27～31年度(5年間)

募集スケジュール

次の日程で公募します。

①募集要項の配布／7月10～18日

②現場説明会／7月23日(水)

③募集締め切り／8月25日(月)

※詳しくは児童福祉課までお問い合わせください。

